

第 9 1 回大阪府森林審議会

会議録

日時：令和 8 年 1 月 20 日（火）

午前 2 時 15 分～午後 3 時 15 分

場所：大阪府咲洲庁舎 50 階 迎賓会議室

第 9 1 回大阪府森林審議会

令和 8 年 1 月 2 0 日

【司会（杉山森づくり課主査）】 定刻になりましたので、ただいまから第 9 1 回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の杉山です。よろしくお願いいたします。

審議会の開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部みどり推進室長、田中より御挨拶を申し上げます。

【田中みどり推進室長】 大阪府みどり推進室長の田中でございます。第 9 1 回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、大阪・関西万博が閉幕し、はや 3 か月がたちましたが、府では現在、万博のレガシーを継承し、万博後の持続的な成長、府民の暮らしの向上に向け、大阪の成長戦略として「B e y o n d E X P O 2 0 5 0」を策定中でございます。この戦略では、大阪・関西万博を起爆剤といたしまして、経済の成長や都市機能の充実、さらに、都市部や山の緑を活用したにぎわい空間の創出等について、各施策を取りまとめる予定としております。現在、当審議会の部会で御審議いただいております新たな森づくりのアクションプランにつきましても、森林部門において施策を具体化する重要な実行計画になるというふうに考えております。

本日の審議会でございますが、初めに大阪府知事より諮問いたします大阪地域森林計画の変更について御審議いただきました後、大阪府森林防災・減災アクションプランの中間報告など、3 件について御報告させていただきます。

本日、審議会終了後には、アクションプラン検討部会を引き続き開催する予定としております。委員の皆様におかれましては、長時間となりますが、忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会（杉山森づくり課主査）】 ありがとうございました。

本日の審議会には、委員 1 4 名中、オンライン参加含めまして 1 1 名の委員に御出席を

いただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、本日御出席いただいている委員の皆様を御紹介させていただきます。

まずは、会場の御参加で、神戸大学准教授の東委員でございます。

【東委員】 よろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 近畿中国森林管理局局長の上口委員でございます。

【上口委員】 上口です。

【司会（杉山森づくり課主査）】 上口委員におかれましては、前高橋委員の後任として、令和7年9月24日付で御就任いただいております。

千早赤阪村村長の菊井委員でございます。

【菊井委員】 申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 大阪府森林組合代表理事組合長の栗本委員でございます。

【栗本委員】 栗本です。どうぞよろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 大阪府指導林家の寺井委員でございます。

【寺井委員】 よろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 株式会社南河内林業代表取締役の仲谷委員でございます。

【仲谷委員】 仲谷です。よろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 大阪府建築士会理事の西野委員でございます。

【西野委員】 よろしく願いいたします。

【司会（杉山森づくり課主査）】 京都大学准教授の宮田委員でございます。

【宮田委員】 宮田です。よろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 京都府立大学准教授の三好委員でございます。

【三好委員】 よろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 次に、オンラインでの御参加で、京都府立大学教授の長島委員でございます。

【長島委員】 よろしく申し上げます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 奈良女子大学教授の藤平委員でございます。

【藤平委員】 よろしく願いいたします。

【司会（杉山森づくり課主査）】 なお、一般社団法人大阪府木材連合会会長の津田委員、河内長野市市長の西野委員、大塚府立大学名誉教授の増田委員におかれましては、所用のため、本日は御欠席でございます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。

P D F もしくは紙の資料で、次第、出席者名簿、配席図、審議会規程、そして、資料 1 から 4 で一式の通し番号で 1 から 5 6 ページのデータが P D F で 4 つ、もしくは 4 つの紙のファイル、クリップ留め等となっておりますが、資料の過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規程第 2 条第 3 項の規定によりまして、栗本会長代行に議長をお願いしたいと存じます。

栗本会長代行、よろしくお願いいたします。

【栗本会長代行】 承知いたしました。増田委員長が御欠席ということで、私栗本が議事を務めさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の議事録署名委員でございますけれども、東委員と西野智子委員にお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

議事を早速進めていきたいと思えます。事務局よりお願いいたします。

【司会（杉山森づくり課主査）】 議事に先立ちまして、本日の審議事項であります大阪地域森林計画の変更につきまして、環境農林水産部みどり推進室長の田中より栗本会長代行に諮問書を手交しますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には諮問書の写しをお手元にお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

【田中みどり推進室長】 大阪地域森林計画の変更について（諮問）

森林法第 5 条第 5 項の規定により大阪地域森林計画を変更するに当たり、同法第 6 条第

3 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いします。

【栗本会長代行】 承知いたしました。

それでは、ただいま諮問のありました議事（１）の大阪地域森林計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

【垣田森づくり課技師】 本日説明させていただきます森づくり課の垣田と申します。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

変更概要について御説明いたします。

資料１、大阪地域森林計画と今回の変更内容についての３ページを御覧ください。

地域森林計画においては、四角の枠内に記載している一から十二の事項が掲げられており、今回の変更内容は、１つ目の「その対象とする森林の区域」の変更のみとなります。

４ページを御覧ください。

こちらは森林区域の変更の内容となります。

林地開発の完了に伴い森林区域が１０８ヘクタール減少し、府内の総数としては５万３, ９３８ヘクタールから５万３, ８２８ヘクタールとなります。地域別では、能勢町で６ヘクタール、高槻市で３ヘクタール、茨木市で８９ヘクタール、和泉市で１０ヘクタールの減少となります。

次の５ページから９ページは、これらを踏まえた具体的な計画の変更案となります。

１０ページを御覧ください。

今回の区域変更の理由となりました林地開発行為の完了４件の概要となります。

また、次の１１ページでは、今回減少する箇所の位置をお示ししております。

１２ページを御覧ください。

個別の完了案件１件目の概要でございます。

行為者、株式会社ゼブラファーム能勢天王による、能勢町天王における農業用ハウスの設置を目的とした開発になります。

開発行為に係る森林面積は３. ５３５６ヘクタールです。用途別内訳のうち、残置森林１. ２１５４ヘクタールを除く、開発に伴い整備された農地、法面、道路、沈砂池の全てを施設用地とすることから、今回係る森林面積の全て、３. ５３５６ヘクタールを森林区域から除外するものです。

１３ページの区域図を御覧ください。

5 条森林区域を緑色に着色しています。黒い線が事業区域、赤い破線内が開発に係る森林区域で、減少する森林面積は、係る森林区域と同じ 3.5356 ヘクタールです。

14 ページに完了確認後の写真を載せております。

次の案件に移ります。15 ページの表を御覧ください。

行為者、合同会社天王共有土地による、能勢町天王におけるグラウンドの造成を目的とした開発になります。

グラウンド等の施設利用が図られる開発行為に係る森林面積 1.9150 ヘクタールの全てを森林区域から除外するものとなります。

16 ページの区域図を御覧ください。

黒実線の事業区域内のうち、白抜きとなっているエリアは、元々、森林以外の用途として利用されている範囲となります。

完了後の状況は、次の 17 ページの写真で御確認ください。

3 件目の案件に移ります。18 ページ、19 ページを併せて御覧ください。

行為者、大阪府安威川ダム建設事務所等による、茨木市大字安威等における治水ダムの建設を目的とした開発になります。

開発行為に係る森林面積は 87.6644 ヘクタールです。ダム本体の施設用地のほか、ダム事業の関連事業である左岸道路、圃場整備、都市計画道路の新築に伴う一連の開発により改変された係る森林の 87.6644 ヘクタールと、改変はされていないものの周辺森林と一体性を有しない森林等 4.8168 ヘクタールを加えた 92.4812 ヘクタールを森林区域から除外するものとなります。

画面スクリーンには、参考といたしまして、4 事業の減少区域を色分けした図面を映しております。

また、完了後の状況については、20、21 ページに 4 事業の完了後の写真を載せております。

4 件目の案件に移ります。次の 22 ページ、23 ページを併せて御覧ください。

行為者、大阪府鳳土木事務所による、和泉市仏並町等における治水ダムの建設と道路の新設を目的とした開発になります。

なお、開発の概要欄に記載のとおり、治水ダムの建設については、現在休止という取扱いとなっております。付替え道路等、公園等の開発行為に係る森林面積は 8.8659 ヘクタールです。減少する森林面積は、開発により改変された係る森林の 8.8659 ヘクタールです。

タールのうち、２３ページの図面で黄色に着色しております森林区域内の遊歩道０．１５
８５ヘクタールを差し引いた８．７０７４ヘクタールと、周辺森林と一体性を有しない森
林等１．１１９０ヘクタールを合わせた９．８２６４ヘクタールを森林区域から除外します。

次の２４ページの写真は完了後の状況です。

以上、これらの開発案件４件を合わせた１０７．７５８２ヘクタールが、完了確認を終
えて森林区域から除外する面積となります。

そして、この計画変更案につきましては、大阪府公報により告示を行い、令和７年１１
月１２日から令和７年１２月１１日まで縦覧期間に供するとともに、近畿中国森林管理局
等に意見聴取を行いました。特に意見はございませんでした。

なお、今後についてですが、本日この審議会において変更案が了承されましたら、農林
水産大臣に協議し、計画変更の決定を行った上で、最終的な公表を行うといった流れで進
めてまいりたいと思います。

以上で地域森林計画の変更についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、
よろしくお願いいたします。

【栗本会長代行】 ただいま説明がございましたけれども、説明のありました内容等
につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

質問がないようですので、大阪地域森林計画の変更について、妥当とする旨、答申をし
たいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【栗本会長代行】 ありがとうございます。

それでは、妥当とする旨、答申させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で審議事項は終わるんですけれども、引き続き、報告事項に移らせていただきます。

報告（１）森林防災・減災アクションプラン検討部会の中間報告について、事務局から
お願いいたします。

【杉山森づくり課主査】 森づくり課森林整備グループの杉山です。よろしく願
いします。

森林防災・減災アクションプラン検討部会の中間報告につきまして御報告させてい
たきます。

２７ページ目を御覧ください。

こちらは前回の第９０回森林審議会の資料となります。

こちらの検討の背景から今後取り組むべき事項を整理し、アクションプラン作成に至りました。

28ページを御覧ください。

こちらは第1回目のアクションプラン部会の資料となります。

プラン作成の議論に当たりまして、防災・減災だけでなく、もう少し防災・減災も踏まえた大阪府の森林の長期的な維持・保全の在り方を見据えたアクションプランを策定すべく、現在検討を進めております。

29ページを御覧ください。

これまでの検討スケジュールとなっています。

この後、第5回部会を開催し、右の項目を点検いただき、その後、2月のパブリックコメントを経て、3月の第6回部会にて、アクションプランの答申を部会でいただく予定になっております。審議会委員の皆様にも、完成後、改めて送付させていただければと思っております。

30ページを御覧ください。

こちらはプラン構成（案）と部会の実施状況を整理したものとなっております。

現在、11月27日の第4回の部会まで終わっている状況となっております。

31ページを御覧ください。

これまでの部会議論を踏まえまして、本プランが「何を目的」とし「誰を対象」に「何を示す」のかを整理したものになります。

まず、1、森林防災・減災アクションプランとは、令和元年に策定しました大阪府森林整備指針に則して、府域の森林が、将来にわたりまして水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能を発揮していけるよう、府が各主体の施業や取組とも連携しながら、こういった取組を、どこで、いつまでに、どれくらい進めていくのかを示すものとなります。

次に、アクションプランの対象ですが、府域の森林のほとんどは民有林であることから、本プランは、本府職員はもちろんのこと、府域の森林保全・森林経営に携わる市町村や森林所有者、林業経営体、府の施策を支える府民、団体、企業等、府域の森林の長期的な維持・保全に関わるあらゆる主体を対象に、府の取組の全体像を示すものとなります。

そして、本アクションプランで何を示すのかにつきましては、森林整備指針に則しました森林の長期的な維持・保全を実現するために、3の（1）取組みの内容、（2）どの取組みをこういった場所で推進するのか、（3）いつまでに・どれくらい進めていくのかと

いう中長期での成果指標を定めて取り組んでいきます。

この３の（１）取組みの内容をまとめたものが次の３２ページになります。そちらを御覧ください。

森林の長期的な維持・保全のための大阪府の取組の方向性を「４つの基軸」とし、その実現のために主要となる施策を「個別施策」として取りまとめています。

例えば左の基軸１の森林防災・減災力の維持・強化という基軸におきましては、治山対策などを進めていこう、基軸２の持続的な森林経営の推進という基軸においては、新技術の活用支援や森林資源の有効活用を進めていこうという形で、大阪全体の森林を維持・保全していくこととしています。

このときのどこで施策展開をするのかというのを、３の（２）基軸・施策の展開方法となる「ゾーニング」という形で分類しようと検討しているのが、次の３３ページになりますので御覧ください。

各機軸・施策を効率的に進めていくことを目的に、目指すべき森林の将来像と重視する取組内容を割り振るゾーニングを行いまして、森林の維持・保全に関わるあらゆる主体に対して示します。

ゾーニングの分類ですが、（１）森林整備指針の４区分とあるんですけれども、こちらにつきましましては、一度、次の３４ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらの資料ですけれども、過去に森林審議会にて議論の上、策定させていただきました大阪府森林整備指針の中で、府内の森林を左下のように大きく４つに区分設定しております。左下の①資源循環林、②広葉樹林への誘導・転換、③資源管理林、④自然遷移林となりまして、それぞれ樹種や地形、土壌条件によりまして林業経営の適地、不適地に区分し、左の①、③は適地、②、④は不適地として当時区分しております。

これを活用しまして、前の３３ページに戻っていただけますでしょうか。

この要素（１）森林整備指針の４区分と（２）山地災害危険地区というのを防災・減災対策上重要であると考え、ゾーニングの要素に取り入れております。この森林整備指針の４区分掛ける山地災害危険地区の重要度を２もしくは３で色分けをしております。

また、１つの大きさとしましては、３、単位のところの最後、３０から５０ヘクタール程度の大きさで分けしていこうとしております。

１枚飛ばしていただきまして、３６ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらが実際のゾーニング事例を添付しております。

これは①の資源循環林のみを抜き出した図面となっておりますけれども、色の濃い部分のところは資源循環林の防災減災タイプ、山地災害危険地区がAランクの箇所となっております。逆に右側の明るい色の部分は山地災害危険地区に該当していない地区で、こちらは資源循環林の森林経営重点タイプと分けております。中間色の2つにつきましては、山地災害危険地区がBもしくはCランク地ということで、防災経営協調タイプという、それぞれ①から③の3つに区分しております。

この3つの区分に対しまして、1枚戻っていただきまして35ページを見ていただきたいんですけれども、先ほど申し上げました①から③、①防災減災重点タイプから森林経営重点タイプ③までを縦に区切りまして、横棒で先ほどの施策をまとめた基軸1から4を4本書いております。

この色の濃いのがその場所で重点的に実施していくというのを表しておりまして、例えば基軸1の青色は、左側が一番濃く、右側に行くにつれて色が薄くなっております。これは①の防災減災重点タイプで事業を重点実施していこうというのを示しておりまして、右側の③では、災害発生時の対応等として関わり具合を整理しております。逆に基軸2の森林経営の推進は、右側の③森林経営重点タイプが一番色が濃くなっております。森林経営の推進は、山地災害危険地区に該当してないところで優先実施してはどうか、また、真ん中の②防災経営協調タイプでは、防災機能と協調した施業をお願いしますというのが分かるようにして、それぞれ大阪府、森林所有者等、市町村・企業等が取り組むべきことを下段に書いております。

37ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらが先ほどの4区分、森林整備指針の4区分全体のゾーニングを落とし込んだ事例となります。

このような4区分をベースに山地災害危険地区を重ね合わせて、2から3タイプに分けました計11のゾーンでゾーニングを実施しております。

最後の(3)いつまでに・どれぐらい進めていくのかという中長期の成果指標を定めているのが38ページからとなっております。38ページを御覧ください。

今回アクションプランの計画期間は令和8年から17年度の10年間として、中期目標として10年間、長期目標として20年間の目標を掲げることにしております。

それぞれ各機軸ごとに、基軸1の森林防災・減災力の維持・強化については次の39ページ、基軸2の持続的な森林経営の推進につきましては40ページ、基軸3、多様性の高

い森林の維持・増進については41ページ、基軸4の森林の維持・保全のための体制づくりについては42ページにそれぞれ成果指標を記載しております。

この39ページから42ページにつきましては、前回の第4回部会での資料となっておりまして、部会でいただいた意見を反映しましてこの後の第5回部会で精査予定でして、表現方法等是一部変わる部分も出てきますので、簡単な御紹介にとどめさせていただければと思います。

最後、43ページ以降に添付していますのは、森林整備指針の残りの3つのゾーニングと施策展開イメージとなっておりますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

以上で報告1のアクションプランの中間報告につきまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

【栗本会長代行】 ただいま事務局より説明がありましたけれども、初めてお目にする方もおられるかと思うので、しばらくだけちょっと時間を取りまして皆さんちょっとゆっくり見ていただいて、それから御意見を頂戴することといたします。よろしくお願いします。

何か御意見ありますでしょうか。分からない用語の解説的なことでも結構でございますし、何でも結構でございますが、何かございますでしょうか。

西野委員、お願いします。

【西野委員】 この基軸で1、2、3と4まで出ていると思うんですが、その中で基軸2の持続的な森林経営というのは、実際に列举されていた今後も森林資源の有効活用ということをしていただけるということだと思いますが、基軸3の多様性の高い森林の維持・増進ということで、林業経営が見込めない人工林等を広葉樹林への誘導・転換という取組をされるということで、これから多様な森づくりということでそれを提案されているのかなというふうに思ってます。

その中で、やはり広葉樹というものも、広葉樹を植えたから管理とか手入れをしなくていいのかとか、そういう話というのはやっぱりいろいろと出てくるかと思うんですが、自然に持っていくというイメージもあるかと思いますが、私は建築士の立場ですけれども、広葉樹、特に今、国産材、地域材ということになると、大阪でしたらスギ、ヒノキというのがメインになってくるかと思いますが、そんな中で広葉樹をうまく活用することができるのであれば、建築士としても結構デザイン的なことも含めて広がりを持てるかなと思いますし、ただ、その中で広葉樹だからというか、今、ナラ枯れとか、いろいろとその辺の

ところがね。どちらかというとも森林の専門の方のほうがよく御存じだと思うんですけど、その辺のところで今後どういう樹種を考えていらっしゃるのかとか今後の管理方法とか、その辺のことが分かりましたら教えていただければと思います。

【樋口森づくり課森林整備補佐】 事務局、森づくり課の樋口でございます。今御質問あったところなんですけれども、この広葉樹の有効活用というのは、林野庁の方としても始まってきた分野というところでした、明確にどういう樹種を広葉樹として植えていこうかというようなところまでの検討というのはできていない状態になっております。

ただ、一般的に人工林、スギ、ヒノキよりも深根性である広葉樹のほうが災害に強いであろうということと、戦後の造林期の後、林齢構成が進む中で森林経営を諦めざるを得ない方が増えていると、こういう状況の中で、自然林にやはり転換していこうというこういう動きの中で、今回この機軸の中に入れさせていただいております。ですので、新分野にはなるので、技術的なところはかなり課題があるということで、この策定後、具体的な取組を進める中で、この技術的なところについても詰めていきたいと思っております。

【栗本会長代行】 ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

そうしましたら、報告事項でございますので、報告を受けたということでよろしいでしょうか。

はい、承知しました。

それでは、報告事項（２）森林保全整備部会における議決事項の報告について、よろしく願いいたします。

【長島委員】 森林保全整備部会の部会長です。長島です。報告をさせていただきます。

審議会規程第７条第３項に基づきまして、部会長として報告いたします。

令和７年９月２６日に林地開発許可の諮問があり、森林保全整備部会にて審議を行いました。同年１０月１日に、附帯意見をつけて妥当とする旨、答申を行っております。

詳細につきましては事務局よりお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

【新田森づくり課副主査】 大阪府森づくり課保全指導グループの新田と申します。よろしく願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

私から、資料３、森林保全整備部会における議決事項報告について御説明いたします。

５１ページを御覧ください。

昨年度の森林審議会の令和６年１２月２日から昨日令和８年１月１９日までの期間で、森林保全整備部会での意見聴取の対象となった案件は、令和７年９月２６日に諮問いたし

ました株式会社大阪砕石工業所による申請 1 件のみでございました。

なお、意見聴取の対象は、森林法第 10 条の 2 第 6 項に定める森林審議会への意見聴取に係る事務取扱要領に定めておりますとおり、開発に係る森林面積が 5 ヘクタールを超える林地開発許可に対するものとなります。

先ほど御説明させていただいたとおり、意見聴取日は令和 7 年 9 月 26 日、申請者は株式会社大阪砕石工業所、行為の場所は高槻市大字川久保、J R 高槻駅の北方約 7 キロに位置しております。開発の目的は土石の採取、具体的には採石場の区域拡大となっております。

画面には、参考といたしまして、森林保全整備部会での意見聴取の対象となった株式会社大阪砕石工業所の現況平面図を投影しております。左下の赤色の太線で囲った箇所が事業区域の拡大箇所になります。

次に、もう 1 枚、採取計画平面図を御覧いただきますと、左下、黄色と緑の箇所が採掘区域となりますけれども、採掘箇所の拡大に伴い区域を拡大したことが確認できるかと思っておりますので、併せて御覧いただければと思います。

開発行為の事業区域面積は 60.8725 ヘクタール、開発しようとする森林面積は 49.2193 ヘクタール、開発に係る森林面積は 40.4156 ヘクタールとなっております。

林地開発の 4 つの審査基準、災害防止基準、水害防止基準、水源涵養基準、環境保全基準について、事務局の審査概要といたしましては、林地開発基準を満たす調整池、法面保護、排水施設等の防災措置や法面緑化等が講じられ、行為地の周辺におおむね約 30 メートル幅の残置森林等が確保される計画であり、許可に際して特に支障は認められないと判断しております。

また、審査に際して市町村からの意見を聴取したところ、森林法等関係諸法令を遵守し、万全を期すよう指導されたいとの意見が提出されました。

これらを踏まえまして事務局から委員の皆様に説明を行い、御意見を伺いましたところ、緑化済地の定期的なモニタリングが必要との意見を附した上で、林地開発許可は妥当であるとの意見をいただくこととなりました。

資料 3、森林保全整備部会における議決決定事項の報告は以上となります。

【栗本会長代行】 ただいま事務局より説明を受けましたけれども、このことにつきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

私から少し。この面積は全体の面積なんでしょうか、それとも今回増える部分についての面積なんでしょうか。

【新田森づくり課副主査】 資料３に記載させていただいております面積につきましては、今回申請のあったそれぞれの面積ということになりまして、係る森林面積で申し上げますと、前回の森林審議会が平成元年度に実施しておりまして、そこから約９ヘクタール増加したということになりますので、今年度９月２６日に諮問をさせていただいたというような形になっております。

【栗本会長代行】 皆さん、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、このことにつきましても報告を受けたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、報告（３）につきまして、林地開発許可の実績報告について、よろしくお願いいたします。

【新田森づくり課副主査】 引き続き、保全指導グループ、新田のほうから、資料４、林地開発許可の実績報告について御説明いたします。

５３ページを御覧ください。

昨年度森林審議会から昨日までの期間における、森林保全整備部会での個別意見対象とならない開発行為に係る森林面積が５ヘクタール未満の林地開発許可の実績となります。

内容といたしましては、新規が２件、変更３件の合計５件、開発に係る森林面積は合計８．８０８３ヘクタールとなっております。

５４ページに許可事案別の詳細を許可日の順にお示しした資料、５６ページには参考資料として今回の報告事案の位置をお示しした説明を添付しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

５４ページに戻りまして、まず、新規の許可について御説明をさせていただきます。

新規許可については、②番、⑤番の土石の採掘の計２件の許可を行いました。

②番が具体的には採石場の新規の造成を目的とする開発で、開発行為に係る面積は３．４１２８ヘクタールとなっております。⑤番が具体的には残土処分場の造成を目的とする開発で、開発行為に係る森林面積は４．９９４１ヘクタールとなっております。

次に、変更許可についてですが、①番の工作物の新築、③番、④番の土石の採掘の計３件の許可を行いました。

①番の工作物の新築は、元々、平成31年1月4日付で林地開発許可を行いました採石事業地内におきまして新名神高速道路に落石が生じたことを受けまして、平成31年の林地開発許可の一部を林地開発行為地位承継を行いまして、令和6年10月に道路用地として、落石等防災工事を変更許可により実施したものでございます。変更内容は、開発行為に係る森林面積が0.4014ヘクタール増加しております。

③番、④番の土石の採掘は、隣接する2つの採石場の共同採石計画による採石行為の継続に伴うもので、開発行為に係る面積の増加を伴わない期間の延長のみとなります。

次に、近年の林地開発の傾向につきまして、55ページを御覧ください。

過去5年間のグラフは、新規の許可及び協議、変更により新たに開発される森林面積を開発行為の目的別に示しております。ここでの協議とは、森林法第10条の2第1項第1号または第3号により、許可を要しないとされる国、地方公共団体が行う事業等について、連絡調整をしたものとなります。

過去5年間の主な林地開発協議事業は、令和3年度の協議における彩都（国際文化公園都市）の土地区画整理事業で、約69ヘクタール等になっております。

資料4、林地開発許可等の実績報告については以上となります。

【栗本会長代行】 ただいま説明を受けましたけれども、今の説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

三好委員、よろしくお願いします。

【三好委員】 1つだけ。今すぐ何かを変えとかではないんですけども、1つ意見として申し上げておきたいことがあります。近年の林地開発許可案件の審査とか協議する中で、その管理状態をしっかりとしてくださいというようなことがずっと続いているというんですか、最近、特にその時点での、申請時点での現状は基準をクリアしているんですけども、その後の変化、5年、10年経つ中での変化の中で心配なことがあるのではありませんか、何か附帯事項として毎回上がってきているような感じがあるんですね。

今、資料として御説明いただいた過去の許可、協議面積がありますが、面積だけ見て何を思ったらいのか、ちょっとふと考え込んでしまったんですけど。こうやって開発許可が下りたところが果たして健全な土地利用として現在でも続けられるのかどうかというようなことのモニタリングの一環というふうにこの資料を見ても、実際に面積を見るだけでなく、その地点がそれぞれ森林区域から除外された中で、あるいは残置森林が

置かれた中で、両方の状態が維持されているのかどうかというようなものを見ていくことも大事じゃないかなと思います。

そういう意味で、管理、モニタリングのようなことについて、今後もう少し何かガイドラインといいますか、こういうふうにやっていきたいと思いますものがあるといいのかなというぐらいに思います。すぐというわけじゃないですけど、今後そういったことを御一考いただけたらありがたいと思います。

以上です。

【栗本会長代行】 ありがとうございます。

ただいまの意見について何かありますでしょうか、事務局のほうで。

【穂積森づくり課保全指導補佐】 保全指導グループ、穂積です。いつもありがとうございます。

三好先生から御意見をいただいております。まず、許可は、図面もあって、審査基準ののっとって処理ができる。その後、まずは、開発期間中にちゃんとできているかということを確認して、完了まで持っていけるかということを経営の1つの仕事としております。森林法も、この今般の改正で、許可条件違反に関しても罰則適用になるということの変更というのがありますので、行為期間中についてしっかり指導していきたいというふうに考えております。

そして、完了時点では大丈夫ですというのは、森林区域除外のときに写真も御覧いただいて確認いただいているところなんですけれども、森林区域から除外された後に周辺の残置森林含めどういうふうにやっていくかというのは、当然5条森林として残りますので、知事が管理する森林として一体としては見ていくのですけれども、防災施設の管理であるとかそういうものも含めて、森林への復し方というのは、今のところルールは御指摘のとおりございませんので、長期にわたってのモニタリングというのは今後とも検討していかなければいけない御指摘の課題だと思います。

今のところ決まったルールの中でのことはきちりできているというふうに認識はしているのですけれども、それプラスアルファについては、また、保全部会とかで御意見いただきながら、あるべき形というのは御指導いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【栗本会長代行】 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

そうしましたら、林地開発許可の実績について報告を受けて、三好委員から意見があったということを踏まえて報告を受けました。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ただいまをもちまして、全て報告、それから審議案件を終了したんですけれども、今までのことを踏まえまして、何か他にこれだけは言っておかなきゃとか質問とかありましたら。御意見ありますでしょうか。

ないようでございますので、皆様におかれましては、長時間にわたり円滑な御審議、それから御意見を賜りましたこと、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局に返させていただきます。

【司会（杉山森づくり課主査）】 栗本会長代行、議事進行ありがとうございました。

以上で予定しておりました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第91回大阪府森林審議会を閉会させていただきます。

本日御審議いただきました御意見を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

—— 了 ——